

瀬戸市告示第42号

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）別表中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項及び同法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が定めるものを次のように定める。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（法の施行の際現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級4又は5）が表示されているものに限る。）の写し

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。